

議案第30号～第41号

令和5年6月5日

令和5年6月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 30 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	1
議案第 31 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	9
議案第 32 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	13
議案第 33 号	鈴鹿市民会館条例の一部改正について……………	19
議案第 34 号	鈴鹿市文化会館条例の一部改正について……………	41
議案第 35 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……………	67
議案第 36 号	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運営に関する条例の一部改正について……	81
議案第 37 号	工事請負契約の締結について……………	87
議案第 38 号	工事請負契約の変更について……………	89
議案第 39 号	財産の取得について……………	91
議案第 40 号	財産の取得について……………	93
議案第 41 号	財産の取得について……………	95

鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続等を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市印鑑条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（<u>多機能端末機</u>による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、<u>登録済者</u>は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>を記録したものに限り。）<u>を使用し、多機能端末機</u>（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことに	（<u>民間端末機</u>による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、<u>登録済者</u>で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>を記録したものに限り。）<u>の交付を受けた者は、当該カードを使用し、民間端末機</u>（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する</u>端末装置であって

より証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	，利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
--	--

第2条 鈴鹿市印鑑条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず，登録済者は，<u>次の各号のいずれかに掲げるもの</u>を使用し，多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって，利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず，登録済者は，<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</u>を使用し，多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって，利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作すること

より印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（鈴鹿市手数料条例の一部改正）

- 2 鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第17（第2条関係）					別表第17（第2条関係）				
手数料を徴収する事務 及び手数料の名称			手数料の金額		手数料を徴収する事務 及び手数料の名称			手数料の金額	
			計算 単位	金額				計算 単位	金額
1	租税公課に関する証明書の交付に係る手数料	多機能端末機による交付	1件につき	200円	1	租税公課に関する証明書の交付に係る手数料	民間端末機による交付	1件につき	200円
		上記以外の方法による交付	1件につき	300円			上記以外の方法による交付	1件につき	300円
略					略				
6	住民票及び戸籍の附票の写しの交付に係る手数料	多機能端末機による交付（住民票の写しに限る。）	1件につき	200円	6	住民票及び戸籍の附票の写しの交付に係る手数料	民間端末機による交付（住民票の写しに限る。）	1件につき	200円
		上記以外の方法による交付	1件につき	300円			上記以外の方法による交付	1件につき	300円
略					略				
11	印鑑に関する証明書の交付に係る	多機能端末機による交付	1件につき	200円	11	印鑑に関する証明書の交付に係る	民間端末機による交付	1件につき	200円
		上記以外の方法による交付	1件につき	300円			上記以外の方法による交付	1件につき	300円

	手数料	よる交付	き	
略				
備考				
1・2 略				
3 この表において「 <u>多機能端末機</u> 」とは、 <u>鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）第14条に規定する多機能端末機をいう。</u>				

	手数料	よる交付	き	
略				
備考				
1・2 略				
3 この表において「 <u>民間端末機</u> 」とは、 <u>本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。</u>				

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、防疫等作業手当の特例の適用要件等を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （防疫等作業手当の特例） 7 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第41条の5の規定は、適用しない。 （特殊勤務手当の特例）	附 則 （防疫等作業手当の特例） 7 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第9項において同じ。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第41条の5の規定は、適用しない。 （特殊勤務手当の特例）

9 第41条の3に定めるもののほか、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が、市が実施する集団接種の会場（市民等が集まりワクチンを接種する会場をいう。）において新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）に係るワクチン接種業務に従事したときは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。

9 第41条の3に定めるもののほか、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が、市が実施する集団接種の会場（市民等が集まりワクチンを接種する会場をいう。）において新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事したときは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車に対して課す種別割の税率を定めるほか、固定資産税のわがまち特例を導入するについて、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は，1 台について，それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3 輪以上のもの（車室を備えず，かつ，輪距（2 以上の輪距を有するものにあっては，その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの，<u>側面が構造上開放されている車室を備え，かつ，輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1 条第1 項第13号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で，総排気量が0.02リット	（種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は，1 台について，それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3 輪以上のもの（車室を備えず，かつ，輪距（2 以上の輪距を有するものにあっては，その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え，かつ，輪距が0.5メートル以下の3 輪のものを除く。</u>）で，総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

ルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもの 年 額 3,700円 (2)・(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合) 第10条の2 略 2～17 <u>18 法附則第15条の9の3第1項に規定 する市町村の条例で定める割合は、3 分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減 額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告) 第10条の3 略 2～11 略 <u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定 する特定マンションに係る区分所有に 係る家屋について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該特定マン ションに係る同項に規定する工事が完 了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第16項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名 称及び個人番号又は法人番号(個人 番号又は法人番号を有しない者にあ つては、住所及び氏名又は名称)</u>	(2)・(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合) 第10条の2 略 2～17 (新築住宅等に対する固定資産税の減 額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告) 第10条の3 略 2～11 略
--	---

(2) <u>家屋の所在，家屋番号，種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由</u> <u>13</u> 略	<u>12</u> 略
--	-------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第82条第1号エの改正規定及び次項の規定は，令和5年7月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の第82条第1号エの規定は，令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和5年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第10条の2第18項及び附則第10条の3第12項の規定は，令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和4年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

鈴鹿市民会館条例の一部改正について

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき鈴鹿市民会館の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項を定めるほか、鈴鹿市民会館の利用料金の改定及び所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市民会館条例（昭和43年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業） 第3条 会館は、第1条に規定する目的の達成に必要と認める事業を行うほか、<u>各種催し</u>のために一般の利用に供するものとする。 <u>（指定管理者による管理）</u> 第4条 <u>会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</u> <u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u> 第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> （1） <u>第3条に規定する事業の実施に関する業務</u> （2） <u>第8条に規定する利用許可、第13条に規定する特別設備等の制限及</u>	（事業） 第3条 会館は、第1条に規定する目的の達成に必要と認める事業を行うほか、<u>その他各種催し</u>のために一般の利用に供するものとする。

び第15条に規定する利用許可の取消
し等に関する業務

(3) 第11条に規定する利用料金の収
受，減額及び免除並びに第12条に規
定する利用料金の還付に関する業務

(4) 第19条に規定する入館の制限に
関する業務

(5) 会館の施設及び設備（以下「施
設等」という。）の維持及び修繕に
関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか，会
館の運営に関して市長が必要と認め
る業務

(利用時間)

第6条 会館を利用することができる時
間は，午前9時から午後10時までとす
る。ただし，指定管理者は，特に必要
があると認めるときは，市長の承認を
得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 会館の休館日は，次のとおりと
する。ただし，指定管理者は，特に必
要があると認めるときは，市長の承認
を得てこれを変更し，又は臨時に休館
にすることができる。

(1) 火曜日（その日が休日（国民の
祝日に関する法律（昭和23年法律第
178号）に規定する休日をいう。以
下同じ。）であるときは，その翌
日）

(2) 毎月の第3月曜日（その日が休日であるときを除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで
の日

(利用許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可（以下「利用許可」という。）に当たり、施設等の利用の目的、範囲及び時間その他会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用許可の基準)

第9条 指定管理者は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設等の利用を許可することができる。

(1) 略

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。

(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めると

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 市長は、前項の使用許可に当たり使用目的、範囲及び時間その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

(1) 略

(2) 建築物又は附属設備等を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

き。

(利用期間の制限)

第10条 施設等は、同一人が引き続き5日以上利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるとき、又は会館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可と同時に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で利用料金を前納できないときはこの限りでない。

2 利用料金（次項に規定するものを除く。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 会館の設備に係る利用料金は、規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

(使用期間の制限)

第6条 会館は、同一人が引き続き5日以上使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は会館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時にその使用方法の区分に従い別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で使用料を前納できないときはこの限りでない。

2 別表第2に定める使用料については、前項の規定にかかわらず、その行事の終了時までに納付することができる。

3 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は還付しない。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第13条 利用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加えようとし、又は特別の器具を設備しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者の負担において前項の規定による設備（第17条第1項において「特別設備等」という。）をさせることができる。

(目的外利用、転貸及び権利譲渡の禁止)

第14条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1) 第9条各号のいずれかに該当す

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。た

だし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第9条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加えようとし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、使用申請と同時にその旨を申請して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担においてその設備等をさせることができる。

(目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に偽りがあつた

るに至ったとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けた会館の施設以外の施設に立ち入り、又は利用許可を受けた会館の設備以外のものを利用し、若しくはこれを他に移動しないこと。

(2) 会館又はその敷地内において寄附金品の募集、物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(3) 略

(4) 火災、盗難その他の事故の発生

とき。

(2) 使用許可に際し付された条件に違反したとき。

(3) 第5条各号の規定に該当するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は停止させ、若しくは使用条件を変更させた場合において、使用者に損失が生じて、その損失を補償しない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入り、又は使用許可を受けた附属設備等以外のものを使用し、若しくはこれを他に移動しないこと。

(2) 会館又はその敷地内において寄附金品の募集、物品の販売、その他これらに類する行為をしないこと。ただし、市長の許可を受けたときはこの限りでない。

(3) 略

(4) 火災、盗難、その他の事故の発生

を防止する措置をとること。

(5) 会館及びその敷地内において許可なく広告、貼り紙その他これらに類するものを掲示しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用許可の条件及び指定管理者の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに当該施設等（特別設備等を含む。）を指定管理者の指示に従い原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者は利用者に代わつてこれを執行し、その費用は利用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第18条 会館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、第16条第3号に規定する者及び指定管理者の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずるもの

を防止する措置をとること。

(5) 会館及びその敷地内において許可なく広告、貼り紙、その他これらに類するものを掲示しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可に付された条件及び会館職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、会館の使用を終つたとき、又は第11条により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設（特別の設備等も含む。）を館長の指示に従い原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は使用者に代わつてこれを執行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、会館使用中に建築物又は附属設備等を毀損し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第15条 第12条第3号の規定に該当する者及び会館職員の指示に従わない者があるときは、会館職員はこれらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずるもの

とする。

第20条 略

別表（第11条関係）

1 ホール利用料金

種別			A	B
			入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が <u>1,000円以下</u> の場合	入場料等の最高額が <u>1,000円を超える</u> 場合
区分				
平日	午前	午前9時から正午まで	<u>12,800円</u>	<u>25,700円</u>
	午後	午後1時から午後4時30分まで	<u>21,400円</u>	<u>45,700円</u>
	夜間	午後5時30分から午後10時	<u>25,700円</u>	<u>57,200円</u>

とする。

第16条 略

別表第1（第7条関係）

1 ホール使用料

種別			A	B
			入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が <u>500円未満</u> の場合	入場料等の最高額が <u>500円以上</u> の場合
区分				
平日	午前	午前9時から正午まで	<u>9,900円</u>	<u>19,800円</u>
	午後	午後1時から午後4時30分まで	<u>16,500円</u>	<u>35,200円</u>
	夜間	午後5時30分から午後10時	<u>19,800円</u>	<u>44,000円</u>

		まで					まで			
	全 日	午前 9 時から 午後10 時まで	<u>50,000</u> 円	<u>114,400</u> 円			全 日	午前 9 時から 午後10 時まで	<u>38,500</u> 円 <u>88,000</u> 円	
土曜 日、 日曜 日及 び休 日	午 前	午前 9 時から 正午ま で	<u>15,700</u> 円	<u>31,400</u> 円			土曜 日、 日曜 日及 び国 民の 祝日 に関 する 法律 (昭 和23 年法 律第 178 号) に規 定す る休 日（ 以下 「休 日」 とい	午 前	午前 9 時から 正午ま で	<u>12,100</u> 円 <u>24,200</u> 円
	午 後	午後 1 時から 午後 4 時30分 まで	<u>28,600</u> 円	<u>65,700</u> 円				午 後	午後 1 時から 午後 4 時30分 まで	<u>22,000</u> 円 <u>50,600</u> 円
	夜 間	午後 5 時30分 から午 後10時 まで	<u>34,300</u> 円	<u>80,000</u> 円				夜 間	午後 5 時30分 から午 後10時 まで	<u>26,400</u> 円 <u>61,600</u> 円
	全 日	午前 9 時から 午後10 時まで	<u>67,200</u> 円	<u>165,800</u> 円				全 日	午前 9 時から 午後10 時まで	<u>51,700</u> 円 <u>127,600</u> 円

--	--	--	--	--

備考

1 次に掲げる場合の利用料金は、入場料等の最高額が1,000円を超える場合であつても、Aの利用料金とする。

(1)・(2) 略

2 営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合は、入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が1,000円以下の場合であつても、Bの利用料金とする。

3 準備のために利用する場合又は練習のために舞台のみを利用する場合の利用料金は、この表に定める額の30パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 利用許可を受けた時間を超えて利用する場合の利用料金は、1時間につきこの表に定める額（午前及び午後に利用する場合にあつては午後の利用料金の額、午後及び夜間又は全日利用する場合にあつては夜間の利用料金の額）の30パーセントの額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、30分未満

<u>う。</u>				
<u>）</u>				

備考

1 次に掲げる場合の使用料は、入場料等の最高額が500円以上の場合であつてもAの使用料とする。

(1)・(2) 略

2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合であつてもBの使用料とする。

3 準備のために使用する場合又は練習のために舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 許可された使用時間を超えて使用する場合の使用料は、1時間につきこの表に定める額（午前及び午後使用する場合にあつては午後の使用料の額、午後及び夜間又は全日使用する場合にあつては夜間の使用料の額）の30パーセントの額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、30分未満の時間は切り捨

の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間とみなして計算するものとする。

- 5 上記のほか、指定管理者が部分的利用を認めた場合の利用料金は、この表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める。

2 展示室利用料金

種別 区分		平日	土曜日、 日曜日及 び休日
午前	午前9時から正午まで	<u>4,200円</u>	<u>5,000円</u>
午後	午後1時から午後4時30分まで	<u>4,200円</u>	<u>5,000円</u>
夜間	午後5時30分から午後10時まで	<u>4,200円</u>	<u>5,000円</u>
全日	午前9時から午後10時まで	<u>11,400円</u>	<u>14,300円</u>

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、次の各

て、30分以上1時間未満の時間は1時間とみなして計算するものとする。

- 5 上記のほか、市長が部分的使用を認めた場合の使用料は、その都度定める。

2 展示室使用料

種別 区分		平日	土曜日、 日曜日及 び休日
午前	午前9時から正午まで	<u>3,300円</u>	<u>3,850円</u>
午後	午後1時から午後4時30分まで	<u>3,300円</u>	<u>3,850円</u>
夜間	午後5時30分から午後10時まで	<u>3,300円</u>	<u>3,850円</u>
全日	午前9時から午後10時まで	<u>8,800円</u>	<u>11,000円</u>

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、次の各号

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

- 2 利用許可を受けた時間を超えて利用する場合の超過料金は、1の表備考4の規定を適用する。

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

- 2 許可された使用時間を超えて使用する場合の超過料金は、1の表備考4を適用する。

3 冷暖房設備使用料

<u>区分</u>		<u>1回の使用料</u>
<u>ホール</u>	<u>冷房</u>	<u>6,600円</u>
	<u>暖房</u>	<u>4,950円</u>
<u>展示室</u>	<u>冷房</u>	<u>1,320円</u>
	<u>暖房</u>	<u>1,320円</u>

備考 冷暖房設備使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。

別表第2（第7条関係）

会館附属設備等使用料

<u>設備器具等</u>		<u>単位</u>	<u>1回の使用料</u>	<u>備考</u>
<u>舞 台 設 備</u>	<u>所作台</u>	<u>1式</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>能舞台</u>	<u>1式</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>山台</u>	<u>1枚</u>	<u>110円</u>	
	<u>音響反射板</u>	<u>1式</u>	<u>3,850円</u>	
	<u>大太鼓</u>	<u>1式</u>	<u>220円</u>	
	<u>びょうぶ 金屏風</u>	<u>1双</u>	<u>550円</u>	

	銀屏風	1 双	550円	
	松羽目	1 式	330円	
	竹羽目	1 式	330円	
	毛せん	1 枚	110円	
	迫り	大小 1 式	2,750 円	
	定式長座 布団	1 枚	110円	
	大道具	1 組	330円	
	指揮者台	1 式	110円	譜面 台を 含む 。
	譜面台	10本	110円	
	演台	1 式	110円	司会 者台 を含 む。
	上敷	1 式	110円	
	コントラ バス用椅 子	1 台	110円	
ピ ア ノ	フルコン サート（ 外国産）	1 台	11,000 円	椅子 を含 む。 調律 料を 含ま ない

				—
	<u>フルコン</u> <u>サート（</u> <u>国産）</u>	<u>1台</u>	<u>3,300</u> 円	<u>椅子</u> <u>を</u> <u>含</u> <u>む。</u> <u>調律</u> <u>料を</u> <u>含</u> <u>ま</u> <u>ない</u>
	<u>アップラ</u> <u>イト（リ</u> <u>ハーサル</u> <u>室用）</u>	<u>1台</u>	<u>550円</u>	<u>椅子</u> <u>を</u> <u>含</u> <u>む。</u> <u>調律</u> <u>料を</u> <u>含</u> <u>ま</u> <u>ない</u>
<u>照</u> <u>明</u> <u>設</u> <u>備</u>	<u>ボーダー</u> <u>ライト</u>	<u>1列</u>	<u>770円</u>	
	<u>アッパー</u> <u>ホリゾン</u> <u>トライト</u>	<u>1列</u>	<u>1,650</u> 円	
	<u>ロアーホ</u> <u>リズント</u> <u>ライト</u>	<u>1列</u>	<u>1,650</u> 円	
	<u>シーリン</u> <u>グスポッ</u> <u>トライト</u>	<u>1列</u>	<u>2,200</u> 円	<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u>

				を 含 ま な い。
フ ロ ン ト	1 式	2, 200	円	カ ラ ー フ ィ ル タ ー を 含 ま な い。 1 階 に つ き
サ イ ド ス				
ポ ツ ト ラ				
イ ト				
フ ツ ト ラ	1 列	770円		
イ ト				
花 道 フ ッ	1 列	660円		
ト ラ イ ト				
ス ポ ツ ト ラ イ ト	0. 5 k W	1 台	160円	
	1. 0 k W	1 台	330円	
	1. 5 k W	1 台	490円	
ク セ ノ ン	1 台	990円		
ピ ン ス ポ ツ ト ラ イ				

	<u>ト</u>			
	<u>特殊効果器具</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
	<u>電気受け口</u>	<u>1 口</u>	<u>110円</u>	
	<u>カラーフイルター</u>	<u>1 式</u>	<u>660円</u>	
	<u>ライトセ ット（ボ ーダーラ イト2列 及びシー リングス ポットラ イト）</u>	<u>1 式</u>	<u>2, 750 円</u>	<u>カラ ーフ イル ター を含 まな い。</u>
<u>音 響 設 備</u>	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 980 円</u>	<u>マイ ク 2 本付 き</u>
	<u>拡声装置 （展示室 用）</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 320 円</u>	<u>マイ ク 2 本付 き</u>
	<u>マイク</u>	<u>1 本</u>	<u>380円</u>	
	<u>テープレ コーダー</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
	<u>ワイヤレ スマイク</u>	<u>1 本</u>	<u>1, 100 円</u>	
	<u>3 点づり</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 100</u>	<u>マイ</u>

	<u>マイク装置</u>		円	<u>ク付き</u>
	<u>ステレオマイク</u>	<u>1本</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>エレベーターマイク装置</u>	<u>1台</u>	<u>550円</u>	<u>マイク付き</u>
	<u>ステージスピーカ</u>	<u>1対</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>跳ね返りスピーカ</u>	<u>1対</u>	<u>550円</u>	
	<u>ソロスピーカー</u>	<u>1台</u>	<u>550円</u>	
	<u>CDプレーヤー</u>	<u>1台</u>	<u>660円</u>	
	<u>MDプレーヤー</u>	<u>1台</u>	<u>660円</u>	
	<u>ダイレクトボックス</u>	<u>1台</u>	<u>380円</u>	
	<u>サブミキサー</u>	<u>1台</u>	<u>1,100円</u>	
<u>映像設備</u>	<u>固定式デジタルビデオカメラ</u>	<u>1式</u>	<u>4,180円</u>	
	<u>4Kデジ</u>	<u>1台</u>	<u>880円</u>	

	<u>タルビデ</u>			
	<u>オカメラ</u>			
	<u>プロジェ</u>	<u>1 台</u>	<u>2,310</u>	
	<u>クター</u>		<u>円</u>	
情	<u>ネット配</u>	<u>1 式</u>	<u>1,760</u>	
報	<u>信機器</u>		<u>円</u>	
設	<u>インター</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	
備	<u>ネット使</u>			
	<u>用料</u>			
ス	<u>スクリー</u>	<u>1 式</u>	<u>1,100</u>	
ク	<u>ン</u>		<u>円</u>	
リ	<u>浴室</u>	<u>1 室</u>	<u>660円</u>	
一	<u>シャワー</u>	<u>1 室</u>	<u>660円</u>	
ン	<u>展示用パ</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	<u>商品</u>
、	<u>ネル</u>			<u>展示</u>
浴				<u>に使用</u>
室				<u>する場合</u>
等				<u>合</u>
	<u>机</u>	<u>1 脚</u>	<u>110円</u>	<u>商品</u>
				<u>展示</u>
				<u>に使用</u>
				<u>する場合</u>
				<u>合</u>

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ 1 回として徴収する。

	<u>2 この表に定めがない設備の使用</u> <u>料については、その都度市長が定</u> <u>める。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市民会館条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定管理者の指定、新条例第11条第2項及び第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第11条第2項及び第3項の規定により指定管理者が定める利用料金は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市文化会館条例の一部改正について

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき鈴鹿市文化会館の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項を定めるほか、鈴鹿市文化会館の利用料金の改定及び所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市文化会館条例（昭和 6 3 年鈴鹿市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<u>（定義）</u> <u>第 3 条 この条例において「使用」とは、会館の施設又は設備の全部又は一部を占有して使用することをいう。</u> <u>2 この条例において「利用」とは、使用以外の目的で会館へ入ることをいう。</u>
<u>（利用することができる者の範囲）</u> <u>第 3 条 会館を利用することができる者は、鈴鹿市及び亀山市に居住する住民とする。ただし、次条に規定する指定管理者がその他の者の利用を適当と認めるときは、この限りでない。</u> <u>（指定管理者による管理）</u> <u>第 4 条 会館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わ</u>	<u>（使用者等の範囲）</u> <u>第 4 条 会館を <u>使用又は利用できる者</u> は、鈴鹿市及び亀山市に居住する住民とする。ただし、<u>市長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用又は利用を妨げないものとする。</u></u>

せるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第1条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務

(2) 第8条に規定する利用許可、第14条に規定する特別設備等の制限、第15条に規定する利用許可の取消し等に関する業務

(3) 第11条に規定する入館の制限に関する業務

(4) 第12条に規定する利用料金の收受、減額及び免除並びに第13条に規定する利用料金の還付に関する業務

(5) 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の運営に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 会館の休館日は、次のとおりと

する。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

(1) 月曜日及び第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

(利用許可)

第8条 施設等の全部又は一部を占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可（以下「利用許可」という。）に当たり、施設等の利用の目的、範囲及び時間その他会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用許可の基準)

第9条 指定管理者は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設等の利用を許可することができる。

(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を許可しないものとする。

(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷

滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。

(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適当と認めるとき。

(利用期間の制限)

第10条 施設等は、同一人が引き続き5日以上利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるとき、又は会館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者に対し、会館への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 略

(利用料金)

第12条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可と同時に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければ

し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあるとき。

(4) 管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めたとき。

(入館の制限)

第7条 市長は、会館の使用又は利用する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用又は利用を制限することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表第1及び別表第2に掲げる施設及び設備の区分に応じ、それぞ

ならない。ただし、官公署、学校等で利用料金を前納できないときは、この限りでない。

2 利用料金（次項に規定するものを除く。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 会館の設備に係る利用料金は、規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

（利用料金の還付）

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別設備等の制限）

第14条 利用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加えようとし、又は特別の器具を設備しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者の負担において前

れ定める額の使用料を納めなければならない。ただし、官公署で使用料を前納できないときは、この限りでない。

2 別表第2に定める使用料については、前項の規定にかかわらず、その行事の終了時までに納付することができる。

3 市長は、災害時等特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別設備等の制限）

第10条 入館者が、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えようとし、又は特別の器具等を持ち込み使うときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

項の規定による設備（第17条において「特別設備等」という。）をさせることができる。

（利用許可の取消し等）

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

- （1） 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） 利用許可の条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- （4） 略
- （5） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第15条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに当該施設等（特別設備等を含む。）を指定管理者の指示に従い原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

（許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

- （1） 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） 使用許可の条件又は目的に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- （4） 略
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第13条 入館者は、会館の使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第18条 会館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(喫茶室の使用許可等)

第19条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、喫茶室を使用して喫茶経営をしようとする者に、その使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可の期間は、2年を超えないものとする。

3 第1項の規定による喫茶室の使用料は、月額106,700円を下らない額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 略

第20条 略

別表（第12条関係）

時間 区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9時 から 正午	午後 1時 から 午後	午後 5時 30分 から	午前 9時 から 午後

第14条 入館者は、会館の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(喫茶室の使用許可等)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、喫茶室を使用し喫茶経営をしようとする者に、その使用を許可することができる。

2 前項の許可の期間は、2年を超えないものとする。

3 第1項の規定による喫茶室の使用料は、月額106,700円を下らない額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の減免をすることができる。

4 略

第16条 略

別表第1（第8条関係）

時間 区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9時 から 正午	午後 1時 から 午後	午後 5時 30分 から	午前 9時 から 午後

施設名等		まで	4時 30分 まで	午後 9時 30分 まで	9時 30分 まで
けやきホール	平日	<u>7,900</u> 円	<u>11,20</u> 0円	<u>15,80</u> 0円	<u>33,00</u> 0円
	土曜日、日曜日及び休日	<u>9,900</u> 円	<u>15,10</u> 0円	<u>21,10</u> 0円	<u>43,50</u> 0円
楽屋（洋間）		<u>700円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>2,500</u> 円
楽屋（和室）		<u>500円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>1,700</u> 円
リハーサル室		<u>1,100</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>3,800</u> 円
さつきプラザ		<u>5,100</u> 円	<u>5,800</u> 円	<u>6,400</u> 円	<u>16,50</u> 0円

施設名等		まで	4時 30分 まで	午後 9時 30分 まで	9時 30分 まで
けやきホール	平日	<u>6,600</u> 円	<u>9,350</u> 円	<u>13,20</u> 0円	<u>27,50</u> 0円
	土曜日、日曜日及び休日	<u>8,250</u> 円	<u>12,65</u> 0円	<u>17,60</u> 0円	<u>36,30</u> 0円
楽屋（洋間）		<u>660円</u>	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>2,090</u> 円
楽屋（和室）		<u>440円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>1,430</u> 円
リハーサル室		<u>990円</u>	<u>1,100</u> 円	<u>1,210</u> 円	<u>3,190</u> 円
さつきプラザ		<u>4,290</u> 円	<u>4,840</u> 円	<u>5,390</u> 円	<u>13,75</u> 0円

調理室	<u>2,600</u> 円	<u>2,900</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>8,400</u> 円
多目的 ドーム	<u>4,500</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>5,800</u> 円	<u>14,700</u> 円
第1 研修室兼 視聴覚室	<u>2,700</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>8,800</u> 円
第2 研修室	<u>1,900</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>6,600</u> 円
第3 研修室	<u>1,800</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>6,000</u> 円
第4 研修室	<u>900</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>2,700</u> 円
第5 研修室	<u>900</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>2,700</u> 円
音楽室	<u>2,600</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>8,500</u> 円
美術 工芸室	<u>2,700</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>8,800</u> 円
陶芸室	<u>1,500</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>5,200</u> 円

調理室	<u>2,200</u> 円	<u>2,420</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>7,040</u> 円
会議室	<u>5,830</u> 円	<u>6,930</u> 円	<u>8,030</u> 円	<u>19,800</u> 円
第1 研修室兼 視聴覚室	<u>2,310</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,860</u> 円	<u>7,370</u> 円
第2 研修室	<u>1,650</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>5,500</u> 円
第3 研修室	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>5,060</u> 円
第4 研修室	<u>770</u> 円	<u>770</u> 円	<u>880</u> 円	<u>2,310</u> 円
第5 研修室	<u>770</u> 円	<u>770</u> 円	<u>880</u> 円	<u>2,310</u> 円
音楽室	<u>2,200</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>7,150</u> 円
美術 工芸室	<u>2,310</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,860</u> 円	<u>7,370</u> 円
陶芸室	<u>1,320</u> 円	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>4,400</u> 円

和室	<u>1,800</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>6,000</u> 円
茶室	<u>1,700</u> 円	<u>1,900</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>5,500</u> 円

備考

- 1 午前9時から午後4時30分までの利用料金は、午前及び午後の欄に掲げる額の合計額とし、午後1時から午後9時30分までの利用料金は、午後及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合（直接又は間接を問わない。）等の利用料金は、この表に定める額に次の表に掲げる値を乗じて得た額とする。

入場者1人当たりの徴収額の最高額	<u>営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合</u>	その他の場合
略	略	略

- 4 鈴鹿市又は亀山市に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの以外のものが利用する場合の利用料金は、この表に定める額（

和室	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>5,060</u> 円
茶室	<u>1,430</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>4,620</u> 円

備考

- 1 午前9時から午後4時30分までの使用料は、午前及び午後の欄に掲げる額の合計額とし、午後1時から午後9時30分までの使用料は、午後及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合（直接又は間接を問わない。）等の使用料は、この表に定める額に次の表に掲げる値を乗じて得た額とする。

入場者1人当たりの徴収額の最高額	<u>商業宣伝、営業又はこれらに類する場合</u>	その他の場合
略	略	略

- 4 鈴鹿市又は亀山市に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの以外のものが使用する場合の使用料は、この表に定める額（3

備考3の規定の適用がある場合に
あつては、当該規定を適用した後
の利用料金の額）の1.5倍の額と
する。

5 利用許可を受けた時間を超えて
利用する場合（1時間以内の利用
で後の利用に支障のない場合に限
る。）の利用料金は、その超える
前の時間区分に応じた利用料金の
30パーセントの額とする。

6 準備のために利用する場合の利
用料金は、この表に定める額の30
パーセントの額とする。

7 リハーサル又は練習のためにホ
ールを利用する場合の利用料金
は、この表に定める額の30パーセ
ントの額とする。

8 利用料金の額に10円未満の端数
が生じたときは、その端数を切り
捨てるものとする。

9 上記のほか、指定管理者が部分

に該当する場合にあつては、その
使用料の額）の1.5倍の額とす
る。

5 使用許可時間を超えて使用する
場合（1時間以内の使用で後の使
用に支障のない場合に限る。）の
使用料は、直前の使用時間帯の使
用料の30パーセントの額とする。

6 準備のために別の使用時間帯を
使用する場合の使用料は、この表
に定める額の30パーセントの額と
する。

7 リハーサル又は練習のためにホ
ールを使用する場合の使用料は、
この表に定める額の30パーセント
の額とする。

8 ホールの冷暖房設備を使用した
場合の使用料は、使用した時間に
冷房設備にあつては1,980円を、
暖房設備にあつては1,870円を乗
じて得た額を加算した額とする。
この場合において、1時間に満た
ない時間は、これを1時間とみな
して計算するものとする。

9 使用料の額に10円未満の端数が
生じたときは、その端数を切り捨
てるものとする。

10 この表に定めがない施設の使用

的利用を認めた場合の利用料金は、この表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める。

料は、類似する施設の額に準じて算出した額とする。

別表第2（第8条関係）

分類	設備名	単位	1回の使用料	備考
舞台設備	びょうぶ 金屏風	1双	1,650円	
	銀屏風	1双	1,650円	
	所作台	1式	5,500円	花道用を含む。
	平台	1枚	160円	
	松羽目	1式	1,650円	
	竹羽目	1式	1,650円	
	定式幕	1式	550円	バトン付き
	振り落とし装置	1式	1,100円	
	しゃ 紗幕	1枚	1,100円	

<u>ひ</u> <u>緋毛せん</u>	<u>1</u> <u>枚</u>	<u>220円</u>	
<u>地がすり</u>	<u>1</u> <u>枚</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
<u>長座布団</u>	<u>1</u> <u>枚</u>	<u>220円</u>	
<u>舞台迫り</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>3, 300</u> <u>円</u>	
<u>めくり台</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>110円</u>	
<u>大太鼓</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
<u>演台</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	<u>花台</u> <u>及び</u> <u>司会</u> <u>者台</u> <u>を含</u> <u>む。</u>
<u>表彰盆</u>	<u>1</u> <u>枚</u>	<u>550円</u>	
<u>音響反射板</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>6, 600</u> <u>円</u>	<u>天井</u> <u>反射</u> <u>板ラ</u> <u>イト</u> <u>付き</u>
<u>ひな段用蹴込</u> <u>み</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>550円</u>	
<u>指揮者台</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>550円</u>	<u>譜面</u> <u>台を</u>

			含む
			。
	楽土譜面台（ 10本以上）	1 式	550円
	コントラバス 用椅子	1 脚	110円
	浪曲台	1 台	550円
			湯飲 み台 を含 む。
	講談台	1 式	550円
	高座用座布団	1 枚	110円
	バレー用ビニ ールシート	1 枚	330円
	映写スクリー ン	1 式	1, 100 円
音 響 設 備	拡声装置	1 式	2, 200 円
			司会 者用 マイ ク及 び演 台用 マイ ク各 1本 付き
	ワイヤレスマ	1	1, 100

<u>イク</u>		<u>本</u>	<u>円</u>	
<u>ウォールスピー</u>		<u>1</u>	<u>550円</u>	
<u>ーカー</u>		<u>式</u>		
<u>跳ね返りスピー</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	<u>移動</u>
<u>ーカー</u>		<u>対</u>	<u>円</u>	<u>用</u>
<u>ステージスピー</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
<u>ーカー</u>		<u>対</u>	<u>円</u>	
<u>エレベーター</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	<u>マイ</u>
<u>マイク装置</u>		<u>台</u>	<u>円</u>	<u>ク付</u>
				<u>き</u>
<u>3点づりマイ</u>		<u>1</u>	<u>1,650</u>	<u>マイ</u>
<u>ク装置</u>		<u>式</u>	<u>円</u>	<u>ク付</u>
				<u>き</u>
<u>エアモニター</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
<u>マイク装置</u>		<u>台</u>	<u>円</u>	
<u>カセットデッ</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
<u>キ</u>		<u>台</u>	<u>円</u>	
<u>C Dプレーヤ</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
<u>二</u>		<u>台</u>	<u>円</u>	
<u>MDデッキ</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
		<u>台</u>	<u>円</u>	
<u>マイ</u>	<u>コンデ</u>	<u>1</u>	<u>550円</u>	
<u>クロ</u>	<u>ンサー</u>	<u>本</u>		
<u>ホン</u>	<u>型</u>			
	<u>ダイナ</u>	<u>1</u>	<u>440円</u>	
	<u>ミック</u>	<u>本</u>		
	<u>型</u>			
<u>ポータブルミ</u>		<u>1</u>	<u>1,100</u>	
<u>キサーA</u>		<u>台</u>	<u>円</u>	

		<u>ポータブルミ</u>	<u>1</u>	<u>550円</u>	
		<u>キサーB</u>	<u>台</u>		
照 明 設 備	フットライト	<u>1</u>	<u>770円</u>		
		<u>列</u>			
	花道フットラ	<u>1</u>	<u>660円</u>		
	<u>イト</u>	<u>列</u>			
	ボーダーライ	<u>1</u>	<u>880円</u>	<u>カラ</u>	
	<u>ト</u>	<u>列</u>		<u>ーフ</u>	
				<u>イル</u>	
				<u>ター</u>	
				<u>を含</u>	
				<u>まな</u>	
				<u>い。</u>	
	アッパーホリ	<u>1</u>	<u>2,200</u>		
	<u>ゾントライト</u>	<u>列</u>	<u>円</u>		
	ロアーホリゾ	<u>1</u>	<u>2,200</u>		
	<u>ントライト</u>	<u>列</u>	<u>円</u>		
	フロントサイ	<u>1</u>	<u>1,320</u>	<u>カラ</u>	
	<u>ドスポットラ</u>	<u>列</u>	<u>円</u>	<u>ーフ</u>	
	<u>イト</u>			<u>イル</u>	
				<u>ター</u>	
				<u>を含</u>	
				<u>まな</u>	
				<u>い。</u>	
	シーリングス	<u>1</u>	<u>2,200</u>	<u>カラ</u>	
	<u>ポットライト</u>	<u>列</u>	<u>円</u>	<u>ーフ</u>	
				<u>イル</u>	
				<u>ター</u>	
				<u>を含</u>	

				<u>まな</u> <u>い。</u>
<u>シーリングピ</u> <u>ンスポットラ</u> <u>イト</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>550円</u>		<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u> <u>を含</u> <u>まな</u> <u>い。</u>
<u>センターピン</u> <u>スポットライ</u> <u>ト</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>550円</u>		<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u> <u>を含</u> <u>まな</u> <u>い。</u>
<u>カラーフィル</u> <u>ター</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>		
<u>スト</u>	<u>100W×</u> <u>4 灯</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>110円</u>	
<u>プラ</u> <u>イト</u>	<u>100W×</u> <u>8 灯</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>220円</u>	
<u>特殊効果器具</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>770円</u>		
<u>ライ</u> <u>ト類</u>	<u>0.5 k W</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>160円</u>	<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u> <u>を含</u>

					<u>まな</u> <u>い。</u>
		<u>1.0 k W</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>330円</u>	<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u> <u>を含</u> <u>まな</u> <u>い。</u>
		<u>ライトセット</u> <u>(ボーダーラ</u> <u>イト2列及び</u> <u>シーリングス</u> <u>ポットライト</u> <u>)</u>	<u>1</u> <u>式</u>	<u>2,750</u> <u>円</u>	<u>カラ</u> <u>ーフ</u> <u>イル</u> <u>ター</u> <u>を含</u> <u>まな</u> <u>い。</u>
	<u>陶</u> <u>芸</u> <u>室</u>	<u>七宝釜</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	
	<u>美</u> <u>術</u> <u>工</u> <u>芸</u> <u>室</u>	<u>蒸し器</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>330円</u>	
	<u>音</u> <u>楽</u> <u>室</u>	<u>ピアノ</u>	<u>1</u> <u>台</u>	<u>550円</u>	<u>椅子</u> <u>を含</u> <u>む。</u> <u>調律</u> <u>料を</u>

				<u>含まない</u>
	<u>ステレオ</u>	<u>1式</u>	<u>1,100円</u>	
<u>視聴覚室</u>	<u>映写機16ミリ</u>	<u>1式</u>	<u>1,650円</u>	<u>スクリーン及び映写台を含む。</u>
	<u>スライドA</u>	<u>1式</u>	<u>1,100円</u>	<u>スクリーン及び投影台を含む。</u>
	<u>スライドB</u>	<u>1式</u>	<u>550円</u>	<u>スクリーン及び投影台を含む。</u>
	<u>レーザーポインター</u>	<u>1台</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>ビデオ</u>	<u>1</u>	<u>550円</u>	

		台		
	プロジェクシ ョンテレビ	1 式	1,650 円	
	オーバーヘッ ドプロジェク ター	1 式	550円	スク リー ン及 び投 影台 を含 む。
	拡声装置	1 式	1,100 円	
	拡声装置（移 動用）	1 式	110円	
茶 室	茶道具	1 式	1,100 円	
調 理 室	調理台	1 台	550円	調理 具1 式を 含む 。
さ つ き プ ラ ザ	演台	1 台	550円	花台 及び 司会 者台 を含 む。
	展示用スポッ トライト	1 台	110円	

<u>そ の 他</u>	<u>ピア ノ</u>	<u>フルコ ンサー ト</u>	<u>1 台</u>	<u>5,500 円</u>	<u>椅子 を 含 む。 調律 料を 含 ま ない 。</u>
		<u>セミコ ンサー ト</u>	<u>1 台</u>	<u>2,200 円</u>	<u>椅子 を 含 む。 調律 料を 含 ま ない 。</u>
		<u>アップ ライト</u>	<u>1 台</u>	<u>1,100 円</u>	<u>椅子 を 含 む。 調律 料を 含 ま ない 。</u>
		<u>ビデオプロジ ェクター</u>	<u>1 式</u>	<u>2,180 円</u>	<u>D V Dデ ッキ 及び スク</u>

			リー ンを 含む 。
電気受け口（ 持込み器具）	1 k W	110円	1 k W未 満は 、1 k W とす る。
シャワー室	1 室	550円	
長机	1 台	110円	
パネル	1 枚	110円	
パイプ椅子	1 脚	50円	
備考 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。 2 この表に定めがない設備の使用料は、類似する設備の額に準じて算出した額とする。			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市文化会館条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定管理者の指定，新条例第12条第2項及び第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても，新条例の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第12条第2項及び第3項の規定により指定管理者が定める利用料金は，この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し，同日前の使用に係る使用料については，なお従前の例による。

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い，急速充電設備の定義の見直し等を行うについて，地方自治法第 96 条第 1 項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

鈴鹿市火災予防条例（昭和 3 7 年鈴鹿市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車，<u>原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる</u>	（急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。</u>

基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) 略

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3)～(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u> (12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u> (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14)・(15) 略 (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池<u>（主として保安のために設けるものを除く。）</u>について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ 略 (17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u> (18)・(19) 略 2 略 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消	(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u> (12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u> (13) コネクター<u>（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14)・(15) 略 (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ 略 (17)・(18) 略 2 略 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消
--	---

防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。 2 略 （喫煙等） 第23条 略 2 略 <u>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u> （1） 略 （2） 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。</u>） <u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と</u>	防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。 2 略 （喫煙等） 第23条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u> <u>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u> （1） 略 （2） 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>）
--	--

表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格 Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z 8210に適合するものとしなければならない。

- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条 別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の

- 5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の

1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１） 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第 7 備考第 6 号エに該当するものを除く。）

にあつては危険物規則別表第 3 の危険物の類別及び危険等級の別の第 2 類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の第 4 類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１） 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第 8 備考第 6 号エに該当するものを除く。）

にあつては危険物規則別表第 3 の危険物の類別及び危険等級の別の第 2 類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の第 4 類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

(2) 可燃性液体類等（別表第7備考第6号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

略

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において

(2) 可燃性液体類等（別表第8備考第6号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

略

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において

貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル（別表第 7 で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 略

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 指定可燃物のうち、可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（1）～（4） 略

（5） 再生資源燃料（別表第 7 備考第 5 号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ 略

貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル（別表第 8 で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 略

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 指定可燃物のうち、可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（1）～（4） 略

（5） 再生資源燃料（別表第 8 備考第 5 号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ 略

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第7備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。
ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

略

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 略

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メ

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。
ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

略

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 略

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メ

ートル（別表第 7 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し，又は取り扱う場合は，3メートル）以上の空地を保有するか，又は防火上有効な塀を設けること。ただし，開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は，この限りでない。

ウ 略

エ 別表第 7 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し，又は取り扱う場合は，壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

（４） 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備は，前号ア及びエの規定の例によるほか，次に掲げる技術上の基準によること。

ア 略

イ 別表第 7 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は，当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃

ートル（別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し，又は取り扱う場合は，3メートル）以上の空地を保有するか，又は防火上有効な塀を設けること。ただし，開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は，この限りでない。

ウ 略

エ 別表第 8 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し，又は取り扱う場合は，壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

（４） 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備は，前号ア及びエの規定の例によるほか，次に掲げる技術上の基準によること。

ア 略

イ 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は，当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃

料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 別表第7で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第7で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 略

料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 略

別表第7（第23条関係）

	表示の種類	図記号	色
	禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白
	火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白
	喫煙所である旨の表示		記号は黒，地は白
別表第7	略		
別表第8	略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は，令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鈴鹿市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例による
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については，当分の間，同号中「喫煙専用室標識」とあるのは，「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち，新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては，当該規定にかかわらず，なお従前の例による。

議案第 36 号

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正について

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、防犯カメラの画像データに係る
取扱いを改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提
出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成２８年鈴鹿市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（画像データの適正な取扱い）</u> <u>第８条 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> <u>（１） 画像データを複製し、印刷し、又は加工しないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</u> <u>（２） 画像データを表示し、又は保存する場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講じること。</u> <u>（３） 画像データを記録した媒体は、設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、前項の規</u>	<u>（画像データの適正な取扱い）</u> <u>第８条 設置者等は、次に掲げる場合を除くほか、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</u> <u>（１） 画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合</u> <u>（２） 法令又は条例に基づく場合</u> <u>（３） 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</u>

定による場合を除き、外部に持ち出さないこと。

(4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

2 設置者等（市及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（次条において「市等」という。）を除く。次項において同じ。）は、同法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人（画像データから識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意を得ないで、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用してはならない。

2 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像データを複製し、印刷し、又は加工しないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 画像データを表示し、又は保存する場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。

(3) 画像データを記録した媒体は、設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、前項の規定による場合を除き、外部に持ち出

3 <u>設置者等は、個人情報保護に関する法律第27条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、画像データを第三者に提供してはならない。</u> (画像データの開示) 第9条 <u>設置者(市等を除く。)</u>及び<u>その管理責任者</u>は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、当該本人に対し、必要と認められる範囲内で当該画像データを開示するよう努めなければならない。 第13条 略	<u>さないこと。</u> (4) <u>規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。</u> (画像データの開示) 第9条 <u>設置者及び管理責任者</u>は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、当該本人に対し、必要と認められる範囲内で当該画像データを開示するよう努めなければならない。 <u>(市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)</u> 第13条 <u>市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。</u> 第14条 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事
- 2 工 事 場 所 鈴鹿市北堀江二丁目 15 番 1 号
- 3 契 約 金 額 174,900,000 円
- 4 契約の相手方 鈴鹿市高岡町 654 番地の 1
株式会社鈴鹿
代表取締役 瀬古 恭裕
- 5 工 期 議決の日から令和 6 年 1 月 17 日まで

提案理由

鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

工事請負契約の変更について
次のとおり工事請負契約を変更する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 天名地区公共施設一体整備外構工事
- 2 変更後の金額 153,571,000円
(変更前の金額 139,702,200円)

提案理由

天名地区公共施設一体整備外構工事について、その請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取 得 価 格 | 72,050,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市若松東一丁目22番24号
サン・インターナショナル株式会社 鈴鹿営業所
所長 坂下 裕一 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 南消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新し，消
防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車を取得するについて，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により，この議案を提出する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取 得 価 格 | 50,490,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市若松東一丁目22番24号
サン・インターナショナル株式会社 鈴鹿営業所
所長 坂下 裕一 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 南消防署に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 救急自動車 |
| 2 | 取 得 価 格 | 18,600,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市神戸本多町762番地
三重トヨタ自動車株式会社 鈴鹿店
店長 小坂 潤次 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 中央消防署鈴峰分署に配備している救急自動車を更新し、救急体制の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

救急自動車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。